

熊本市議会議員及び熊本市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

熊本市議会議員及び熊本市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市議会議員及び熊本市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

熊本市議会議員及び熊本市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 6 年条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 号中「7 円 73 銭」を「8 円 38 銭」に改め、同条第 2 号中「5 円 18 銭」を「5 円 62 銭」に、「386,500 円」を「419,000 円」に改める。

第 11 条第 1 号中「541 円 31 銭」を「586 円 88 銭」に改め、同条第 2 号中「28 円 35 銭」を「30 円 73 銭」に、「586,905 円」を「609,690 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の熊本市議会議員及び熊本市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

（提出理由）

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第200号）の施行に伴い、本市もこれに準じ、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用ビラの作成等に係る公費負担の限度額を改定するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。